

京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第 二 號 第 四 十 六 卷

昭和十三年二月一日發行

論 叢

歐米に於ける日本學研究に就いて……………經濟學博士 本庄榮治郎
 支那農業の片影……………法學博士 財部靜治
 銀行機構に於ける通貨の創作……………經濟學博士 小島昌太郎
 統計教育論……………經濟學博士 蜷川虎三

時 論

昭和十三年度の増稅……………經濟學博士 汐見三郎

講 演

新興化學工業……………工學博士 喜多源逸

研 究

生命保險事業に於ける投資の特性……………經濟學士 西藤雅夫
 企業結合と外部節約……………經濟學士 田杉 競

說 苑

一追放學者の觀たるナチスの經濟理論……………經濟學士 中川與之助
 ヴァイナナーの國際貿易論研究……………經濟學士 松井 清
 リカアドウの爲替論と購買力平價說……………經濟學士 有井 治
 リーフマンの問屋制度論……………經濟學士 堀江英一

附 錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁 轉 載)

制度には一般に次の様な工業生産が含まれてゐる。¹⁾

(1) 先づ第一に、問屋制生産者 (Verlagsproduzent) が原料および道具設備等の全生産手段を自ら所有し著名なモデルに従つて生産に従事し随時一定の問屋に販賣するか、或は問屋の提供するモデルに従ひ、問屋の注文を待つて協定價格で生産に従事する工業生産様式が問屋制度に屬する。原料價格が低廉で問屋制生産者にも容易に購入し得るか、或は農村的家内工業に屢々見られる如き自家生産原料に加工が行れる場合には、専らこの形態の問屋制度が行はれる。

(2) 次に問屋制生産者が自らの所有に屬する道具設備を使用して問屋の提供する原料に加工を施し、その代償として請負賃銀を受ける場合が之に屬する。これは最も屢々見られる問屋制度であり、従つて問屋制度の典型と見られてゐる。

(3) 最後に第二の場合よりも更に問屋制生産者の問屋に對する隷屬化の進んだ形態であつて、問屋は原料を提供するのみならず主要道具(例へば織機、刺繡機械、裁

リーフマンの問屋制度論

堀 江 英 一

問屋制度・前貸制度・家内工業または家内労働なる名稱は夫々異つた起源とそれに應じて異つた内容を有してゐた。然し今日諸學者がこれらの名稱のもとに論ずるところは、一般に問屋 (Verleger) に從屬する小規模生産者をもつてする工業生産の様式であり、その内容は名稱の多様性にも拘らず略々一致してゐる。問屋

1) K. Bücher, Gewerbe—Handwörterbuch der Staatswissenschaft, Aufl. 4, Bd. 4, S. 986.

縫機械等)の所有者であり、問屋制生産者は全く加工労働を提供するにすぎない場合が之に屬する。問屋制生産者は、問屋に道具の借賃を支拂ひ請負賃銀を受ける。

第二、第三の形態の問屋制度は一般に原料が高價で資力の乏しい問屋制生産者には容易に入手出来ない場合、或は問屋制生産者が失業労働者の如く極度に資力の乏しい場合に行はれる形態で、形式的には第一形態に屬すると見られる場合即ち問屋は問屋制生産者に原料を賣却するが、その代價はその生産物の代價から差引くが如き場合は、蓋し第二、第三形態に屬せしむべきである。第一形態の問屋制度は買取制の問屋制度、第二第三のそれは賃銀制の問屋制度と稱せられる。^(註)

(註)從來の多くの學説は買取制の問屋制度と賃銀制の問屋制度とは本質を異にする^(註)と考へてゐる。例へばレキシスに於ては買取制の問屋制度は『手工業的獨立家内工業』と呼ばれて問屋制生産者は獨立生産者と見られるが、賃銀制の問屋制度に於ては問屋制生産者は工場労働者と等しく非獨立労働者と見られ、後者は『本來の意味に於ける家内工業』と呼ば

れてゐる。¹⁾ピユツヒヤー、²⁾シエーンベルヒもこれに近い。賃銀制の問屋制度が中心問題である。

次に何が問屋制度の本質であり、何を以て問屋制度を他の工業組織から區別する標識と見るか。從來の諸學説は、この點に關して何よりも問屋制生産者の問屋に對する依存關係の性質から出發した。この依存關係を如何に見るかに従ひ、換言すればこの依存關係が問屋制生産者の獨立性を否定すると見るか否かに従ひ、從來の學説は根本的に對立する二つの見解に分れる。

(1)この依存關係が問屋制生産者の獨立性を否定すると見る立場(O. Schwarz, W. Sombert, K. Bücher, 等)。この見解に依れば、問屋制生産者の問屋に對する依存關係は工場労働者の工場主に對する依存關係と同じく、問屋制生産者は問屋に對して獨立性を喪失してゐる。問屋制度とは問屋が自己の經營場所の外部で分散的に賃労働者を雇備する工業經營組織であつて、工場組織を集中的大規模經營組織とすれば、問屋制度は分散的大規模經營組織である。問屋

- 1) W. Lexis, Handel—Handbuch der Politischen Oekonomie, Aufl. 4, Bd. 2, HbBd. 2, S. 236-7.
- 2) K. Bücher, Gewerbe, a. a. O. S. 986-9 usw.
- 3) G. von Schönberg, Gewerbe—Handbuch der Politischen Oekonomie, Aufl. 4, Bd. 2, HbBd. 1, S. 488-490.

制度の工場組織に對する差別標識は労働者の分散従つて労働の分散といふ以外にはない。従つて問屋と問屋制生産者との關係は二つの獨立經濟主體の交換關係ではなくて、兩者は有機體を構成して問屋制度なる一經營組織をなし、問屋は工場主と等しく生産企業家と見られる。¹⁾

(2)之に反しツーン (Alphons Thun)²⁾ 及びリーフマンは問屋制生産者の問屋に對する依存關係は問屋制生産者の獨立性を否定するものでないとする。リーフマンに従へば、問屋制生産者は、問屋の提供する原料に加工を施すのであるから、彼は、問屋に加工労働即ち給付 (Leistung) を販賣するといふ意味に於ては労働者であるが、他方に彼は原料に對象化された労働を問屋に販賣するのであつて労働力を販賣するのでないから獨立労働者であるとする。この獨立労働者が何を意味するは後に詳論するであらう。それは兎に角として、リーフマンが問屋制度の本質を以上の如く問屋制生産者が問屋の提供する原料に加工を施すといふ點に見出さう

とする限り、リーフマンの對象となつてゐる問屋制度は賃銀制の問屋制度でなければならぬ。然るにリーフマンは同時に買取制の問屋制度をも彼の規定を以て解決し得るものゝ如く考へてゐる。³⁾ 然しリーフマンが問屋制度の本質として我々に示す規定は賃銀制の問屋制度に關係するにすぎない。

(註)從來の諸學說に於ては、専ら問屋は問屋制生産者を通じて間接に生産に關係するだけで、直接自らの經營場所に於て生産に關係しないものと見られた。唯々極めて附隨的に、Fabrikkaufmann が論ぜられた。従つてこゝで問題となるのは、直接に生産に關係しない問屋が單に問屋制生産者を使用するだけで生産企業家と云へるか否かである。Fabrikkaufmann が生産企業家であることはいふまでもない。然し問屋制度の發展従つて本質を知らうに重要なのは、問屋制生産者を使用する問屋の經營組織即ち問屋が直接に生産に關係しない商人であるか、生産に關係するとすれば、彼が手工業親方であるか或はマニユファクチュア工場主であるか、或は機械制工場主であるかといふことである。殊に現代の問屋制度を知る上に、このことは重要である。このことについては後の機會に述べたい。

リーフマンの見解は第一の見解に對する批判對抗と

- 1) W. Sombart は最も明瞭な代表者である。Vgl. W. Sombart, Hausindustrie — Handwörterbuch der Staatswissenschaft, Aufl. 4, Bd. 5, S. 179 usw.
- 2) R. Liefmann, Über Wesen und Formen des Vorlags (der Hausindustrie), S. 20-21.
- 3) R. Liefmann, a. a. O. S. 40.

いふ形をとつて現れたが、それにも拘らず今日も尙ほ支配的であるのは第一の見解である。然しながら例へば職工數百人を擁する賃機工場または染物工場、或はそれほど極端ではないにしても中小工場が生産物を完成しないといふだけの理由で雇問屋制度または家内工業と名付けられてゐるが、これらはリーフマンの見解に近いものと云へるであらう。

以下問屋制度の本質に關するリーフマンの見解を示すことにする。

二

リーフマンの問屋制度の本質に關する見解を考察するに先立ち、リーフマンが經濟活動を如何に區分したかを見る必要がある。

經濟活動または經濟現象を區分するに際し、何を差別標識とするかについては屢々論争を惹起したところであるが、リーフマンは交換經濟的組織従つて根本的には交換即ち商品流通を根本的・決定的標識と見た¹⁾。従つてリーフマンに於ては經濟活動の分類は交換經濟

的活動の分類に置き換へられる。

リーフマンに従へば、すべての交換經濟的活動の分類に對する最高の標準は生産物が賣られるか給付(Verdienst)が賣られるかといふことである。生産物が賣られる場合には所謂賣買契約が成立し、給付が賣られる場合には勞働契約が成立する。給付の賣手は、彼が給付即ち勞働の賣手であるといふ意味に於いて勞働者である²⁾と云へる。

然し同じ給付を賣るにしても給付の提供の方法に異なる。給付の賣手、即ちリーフマンの表現では勞働者は、給付の買手のために一定の代償を受けて請負つた仕事を果すといふ形で勞働を提供する場合と、その人格から分離し得ない勞働力をその買手の使用に委ねるといふ形で勞働を提供する場合とがある。前者は請負、仕事、後者は雇傭、勞務である。兩者はともに勞働または給付の販賣であるが、前者に於ては勞働者は給付の買手から獨立であり、後者に於ては一定時間その支配を受けねばならぬといふ意味で非獨立である³⁾。

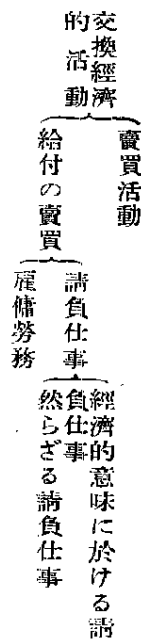
1) Vgl. R. Liefmanu, a. a. O. S. 50.
2) R. Liefmann, a. a. O. S. 36 u. 31.
3) R. Liefmann, a. a. O. S. 35-36.

請負仕事は上述の如く獨立労働者の給付の販賣であるが、その給付を生産物の加工といふ形で提供する場合と醫者の治療の如く然らざる場合とがある。前者は特に經濟的意味に於ける請負仕事と呼ばれる。この場合労働者が獨立であることに變りはない。

こゝに於てリーフマンの所謂雇傭勞務と經濟的意味に於ける請負仕事との區別、従つて何を以て労働者の獨立非獨立の標準としたかは容易に想像し得るのである。雇傭勞務に於ては労働者は勞働力を販賣するのであり、従つて買手は勞働力の使用のためには一定時間労働者の自由を制限せねばならぬ。労働者は非獨立労働者となる。然るに經濟的意味に於ける請負仕事に於ては、労働者は給付の買手の提供する原料に對する加工即ち對象化された勞働を提供するのであり、従つて給付の買手は労働者を直接支配下に置く必要はない。労働者は獨立労働者となる。但し勞働力と對象化された勞働との區別はリーフマンにとつては労働者の獨立非獨立を決定する以上の意味を持つものでないことは

いふまでもない。工場労働者は非獨立労働者であり、賃機業者は獨立労働者である。^(註)

(註)之を表示すれば次の如くなる。



従つて經濟的意味に於ける請負仕事は次の如き性質を有する。

(1) 給付の賣手即ち労働者は、既に述べた如くその買手から完全に獨立である。従つて彼は同時に數人の買手のために働き得る。賃機業者は同時に數人の織元の注文を果し得る。¹⁾

(2) 給付は買手の所有に屬する原料の加工といふ形を取るから、労働者は注文でのみ働き得る。²⁾

(3) 給付の賣手即ち労働者は、對象化された勞働を提供すれば足りるのであつて、買手にとつてはその對象化された勞働が何人の勞働力使用の結果であるかは問ふところでない。従つて労働者は更に非獨立労働者の

1) R. Liefmann, a. a. O. S. 37.
 2) R. Liefmann, a. a. O. S. 36 u. 32-34.
 3) 4) R. Liefmann, a. a. O. S. 31.

雇傭主となり、或は更に獨立労働者を使用し得る。かくの如くリーフマンの所謂労働者は廣汎な内容を持つてゐる。¹⁾

經濟的意味に於ける請負仕事には賃仕事と問屋制生産が屬する。

三

既に述べた如く、第一の見解は問屋制生産者を問屋に雇傭された非獨立労働者と見、工場労働者と同一視した。何故に問屋制生産者が非獨立であるかの根據はリーフマンに従へば次の根據以外にない。即ち元來問屋制度の主要な形態は問屋制生産者が主要な道具および設備を有し、問屋が提供し且つ問屋の所有に屬する原料に加工労働を施すにすぎず、その加工過程を通じてその生産物は問屋制生産者に歸屬することはない。彼は單に加工労働に對する賃銀を受けるにすぎない。問屋制生産者が非獨立労働者と見られる根據は是であるとしてリーフマンは見る。²⁾

然し問屋制生産者がかくの如く加工労働を提供しそ

れに對する賃銀を受けることは、問屋制生産者の獨立を否定するものではない。例へば賃染屋は同時に數人の織物業者のために、その提供する織物に染色労働を加へそれに對する賃銀を受けてゐるが、賃染屋はそれがために織物業者の雇傭労働者であるとは云へない。彼は明かに獨立の企業家であり獨立の生産者である。³⁾ かゝる工業生産様式をリーフマンは賃工業 (Lohnindustrie)⁴⁾ と呼んでゐるが、これは經濟的意味に於ける請負仕事にほかならない。問屋制工業殊にリーフマンの對象としてゐる賃銀制の問屋制度が、かゝる賃工業に屬することはいふまでもない。

問屋制工業が經濟的意味に於ける請負仕事に屬することから、問屋制生産者は次の如き性質を得る。

(1) 問屋制生産者は問屋から獨立した、問屋の經營とは別個の經營を有する企業者であつて、問屋の經營の一構成員をなすものでない。従つて問屋制生産者は同時に數人の問屋のために働き得る。⁵⁾

(2) 問屋制生産者の生産が問屋の注文に基くことはい

1) R. Liefmann, a. a. O. S. 34 u. 36.

2) R. Liefmann, a. a. O. S. 30.

3) R. Liefmann, a. a. O. S. 30-31.

4) Liefmann の Lohnindustrie は Bücher の Lohnwerk Verlagssystem および Lohnfabrik を含んでゐる。然し Bücher に於いては周知の如く Lohnwerk Verlagssystem および Lohnfabrik は夫々發展段階を異にしてゐるが、Liefmann に於いてはかゝる發展すら認められない。(Vgl. K. Bücher, a. a. O. S.

ふまでもない。¹⁾

(3) 問屋制生産者は自ら非獨立労働者を雇傭して雇主となり得る。従つて問屋制生産者の經營規模の大小は問屋制度の本質に反するものではない。²⁾ 即ちリーフマンに於いては内職であらうと農家の副業であらうと、また手工業・マニユファクチュア・大工業であらうと、問屋のために加工労働を提供する限り問屋制生産者である。

また問屋制生産者は問屋から請負つた仕事の全部または一部を獨立労働者即ち他の問屋制生産者に下請せしめることが出来る。かくて問屋制生産者は下請せしめた仕事に關して中間問屋 (Zwischenverleger) となる。即ち問屋制生産者はこの場合元問屋に對しては問屋制生産者の地位を、下請人に對しては問屋の地位を獲得する。中間問屋は問屋と問屋制生産者の間の單純なる仲介人ではない。リーフマンはかゝる中間問屋を簡單に問屋制生産者と規定してゐる。³⁾

(註) 従來の諸學說に於ては、問屋は普通自ら生産に従事し

ないものと規定し、問屋制生産者は小規模生産者即ち精々手工業的經營までに制限した。ゾムベルトの『新しい仕事場仕事』は諸井氏の解釋する如くマニユファクチュアまたは小規模工場を意味しない。問屋制生産者の經營規模に制限を付けない點に於て、諸井氏はリーフマンと一致する。⁴⁾

問屋制生産者は問屋のために労働または給付を提供する獨立の企業家であるが、かゝる労働または給付を直接に消費者のために提供する獨立の企業がある。賃仕事 (Lohnwerk) が是である。従つて賃工業または經濟的意味に於ける請負仕事は問屋制工業と賃仕事に區分される。⁵⁾

リーフマンに於ては、上述した如く問屋は獨立の企業家から對象化された労働を買ふのであるが、この場合問屋は原料を購入して問屋制生産者をしてそれに加工せしめて購入した原料とは異つた生産物を賣出すわけである。従つて原料から生産物に到るまでの全生産過程を通じて所有權の移轉は一度も行れず、終始問屋の所有に屬してゐる。従つて問屋は、購入した原料を他の商品に轉換して販賣する企業である點に於て純粹

986 ff. usw.)

5) R. Liefmann, a. a. O. S. 31.

1) R. Liefmann, a. a. O. S. 31. 2) R. Liefmann, a. a. O. S. 58-59.

3) R. Liefmann, a. a. O. S. 40-42 u. 60-65. Vgl. S. 4-13 u. 28-29.

4) 諸井貫一氏、問屋制工業の成立本質及び最近に於ける變革、工業經濟研究第三册137頁。

5) R. Liefmann, a. a. O. S. 38-39.

の商業企業家ではないが、しかしその轉換は自己の經營内で行れたのでないから生産企業家でもない。そこでリーフマンは、商業を二分して、純粹の商業の外に『その生産物の賣却を目的として勞働を注文する』別の商業を規定して、問屋はかゝる特殊の商業企業家であると¹⁾した。リーフマンが問屋を商人と見たのは、彼の立場に立つ限り當然であらう。

かくてリーフマンに従へば、問屋制度とは特殊の商人たる問屋と獨立の企業者たる問屋制生産者との間の給付の賣買組織である。それは交換經濟的組織であつて、決して問屋と問屋制生産者が有機體を構成して一經濟單位をなすものではない。問屋制度は、ビュツヒヤーに於ける様に手工業、工場組織と並んで經營組織をなすものでない。²⁾

四

問屋制度の本質に關するリーフマンの考察は以上の如くであるが、この主張は正しいであらうか。以下これを吟味しよう。

先づ第一に、リーフマンの考察の出發點をなしたのは中間問屋である。從來の諸學說では中間問屋は殆んど無視され、或は問屋制度の本質を變へるものでないと簡單に片付けられ、或は問屋と同一視された。リーフマンはこれに反し中間問屋を問屋制生産者と見た。即ち中間問屋は通例數人の元問屋のために働いてゐるから、中間問屋は元問屋に對し獨立してゐる。従つてかゝる獨立の中間問屋を含む問屋制生産者は獨立でなければならぬ、少くともかゝる中間問屋なる問屋制生産者は第一の見解によつては説明し得ないであらうといふのがリーフマンの理論の出發點である。³⁾然し中間問屋は問屋制生産者ではない。中間問屋は數人の元問屋のために働くが、本來の問屋制生産者たる彼の下請人にとつては彼は唯一の問屋である。しかも中間問屋が元問屋とは別個の計算に基く以上、名稱の示す如く彼は問屋に近い性質を有すると云はねばなるまい。通例問屋制生産者、家内工業者または家内勞働者と呼ばれてゐる生産者にして、同時に數人の問屋または中

1) R. Liefmann, a. a. O. S. 40. Lexis はこれを問題とし製造家とした。(a. a. O. S. 42 usw.)
2) R. Liefmann, a. a. O. S. 42 usw.
3) Vgl. R. Liefmann, a. a. O. S. 28-31.

問屋のために働くのは極めて例外にすぎない。また極めて小規模なる彼等にかゝることは不可能に近い。

リーフマンの全理論は、いはゞかゝる誤解の發展であり、誤解の擴大であると云へまいか。

第二に、かゝる誤解の發展を可能にしたのは彼れの方法論である。經濟活動殊に生産活動の分類に對して交換の形態を根本的決定的標準としたことについては既に述べた。かくの如く交換を經濟の根本的要因と見る限り、この立場に徹底せんとすれば、生産の内部構造または生産過程に於ける人的關係はその本質的な姿に於て現れないのは當然である。リーフマンの理論はかゝる立場から畫かれた問屋制度の理論である。リーフマンは問屋制度の本質に關するシュモラーの學說を批判した後に次の如く述べてゐる。『然しかゝる一階級への所屬、これを制約するところの人々の社會的經濟的狀態を工業活動の差別標識と見ること、これはまた純理論的に見て、既に不可能であると云はねばならぬ。そして同様に二社會階級の相互作用のうちに家内

工業の本質を認めることは既に論理的に不可能である。』『何となれば一般に二社會階級の相互作用なるものは存在しない。より明瞭に云へば蓋し個人の間のみかゝる交換經濟的關係が存在する。』¹⁾かくてリーフマンに於て、各經濟主體はその社會的經濟的階級の背景から解放されて交換に現れる。リーフマンが問屋制生産者の經營組織從つてその發展段階を無視して、農家の副業的家内工業も數百人の職工を擁する染物工場も同じ本質を有すると主張したのは、かゝる方法論の必然の歸結である。然し我々は問屋制生産者の經營の内部構造のうちにこそ問屋制生産者の問屋への依存關係の鍵を見出さねばならぬ。そこで我々はかゝる立場から問屋制度の本質を明らかにせんとした第一の見解を願ねばならぬが、これは後の機會に譲ることにする。

1) R. Liefmann, a. a. O. S. 49.